

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	鳥取市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和2年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、資格管理事務、給付事務及び賦課事務等(以下を参照)を行うものである。番号法においては、別表第一項番30の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証など)を送付する。</p> <p>【給付事務】 被保険者が医療機関等で受けた療養の給付、療養費及び高額療養費等の各種給付を行う。</p> <p>【賦課事務】 世帯内の被保険者等における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、保険料額の計算、徴収区分等の決定を行い、世帯主へ通知する。なお、転入した被保険者等の所得を把握するため、前住所地の自治体へ所得照会書を送付する。 ①賦課(更正)決定 ②納付通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 平成30年度から国民健康保険が都道府県単位となり、市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費の該当回数を引き継ぐため国民健康保険団体連合会と情報のやりとりを行う。</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)] 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p><特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(申請書確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 30項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鳥取市 福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥取市福祉部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-30-8222

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 1 ②事務の概要	国民健康保険料業務	国民健康保険事務	事後	
平成28年12月5日	I 1 ③システムの名称	(番号連携サーバー)	(団体内統合利用番号連携サーバー)	事後	
平成28年12月5日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項 (別表第二における情報照会の根拠)42,43,44,45の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠)42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条(情報照会の根拠)第25条、第26条	事後	
平成28年12月5日	I 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	次長兼課長 小林 俊樹	課長 森下 俊介	事後	
平成28年12月5日	II 1 対象人数いつ時点の計測か	平成27年4月1日	平成28年8月1日	事後	
平成28年12月5日	II 2 取扱者数いつ時点の計測か	平成27年4月1日	平成28年8月1日	事後	
平成29年6月27日	I 1 ②事務の概要 (上段)	被保険者が納める国民健康保険料の賦課事務	資格管理事務、給付事務及び賦課事務等	事前	
平成29年6月27日	I 1 ②事務の概要 (上段)	【資格異動受付事務】	【資格管理事務】	事前	
平成29年6月27日	I 1 ②事務の概要 (中段)	【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取り纏めを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。 【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、保険料額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納付通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に伴い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証の発行を実施する。	【給付事務】 被保険者が医療機関等で受けた療養の給付、療養費及び高額療養費等の各種給付を行う。 【賦課事務】 世帯内の被保険者等における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、保険料額の計算、徴収区分等の決定を行い、世帯主へ通知する。なお、転入した被保険者等の所得を把握するため、前住所地の自治体へ所得照会書を送付する。 ①賦課(更正)決定 ②納付通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 平成30年度から国民健康保険が都道府県単位となり、市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費の該当回数を引き継ぐため国民健康保険団体連合会と情報のやりとりを行う。	事前	
平成29年6月27日	I 1 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年6月27日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠)42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条(情報照会の根拠)第25条、第26条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠)42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2(情報照会の根拠)第25条、第25条の2、第26条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	I 5 ①部署	鳥取市福祉保健部 保険年金課	鳥取市福祉部 保険年金課	事後	
平成29年6月27日	I 8 連絡先	鳥取市福祉保健部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4 TEL0857-20-3482・3485	鳥取市福祉部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4 TEL0857-20-3482・3485	事後	
平成29年6月27日	II 1 対象人数 いつ時点の計測か	平成28年8月1日	平成29年6月1日	事後	
平成29年6月27日	II 2 取扱者数 いつ時点の計測か	平成28年8月1日	平成29年6月1日	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報／5. 評価実施 機関における担当部署／①部 署及び②所属長の役職名	①福祉部保険年金課 ②課長 森下 俊介	①鳥取市 福祉部保険年金課 ②保険年金課長	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報／7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求／請求先	鳥取市 総務部総務課 情報公関係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL0857-20-3104	〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 総務部総務課公文書管理室 電話 0857-20-3121	事後	
令和1年5月24日	II しいき値判断項目／1. 対 象人数／いつ時点の計数か	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	II しいき値判断項目／2. 取 扱者数／いつ時点の計数か	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策	—	(新規追加項目)	事後	
令和1年11月5日	I 関連情報／7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求／請求先	〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 総務部総務課公文書管理室 電話 0857-20-3121	〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市 総務部総務課公文書管理室 電話 0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、 鳥取市役所の位置を定める条 例(平成26年鳥取市条例第4 5号)が令和元年10月1日に 施行され、同年11月5日に全 面開庁されたことに伴う変更
令和1年11月5日	I 関連情報／8. 特定個人 情報ファイルの取扱に関する 問合せ／連絡先	鳥取市福祉部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4 電 話 0857-20-3482・3485	鳥取市福祉部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 0857-22-8111	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、 鳥取市役所の位置を定める条 例(平成26年鳥取市条例第4 5号)が令和元年10月1日に 施行され、同年11月5日に全 面開庁されたことに伴う変更
令和2年10月8日	I 関連情報／1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務／ ②事務の概要		以下を追記 【オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準 備業務」という。) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図 るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入を行う とされたこと、当該しくみのような、他の医療保 険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収 集または整理に関する事務」及び「被保険者等 に係る情報の利用または提供に関する事務」を 「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」 という。)または社会保険診療報酬支払基金(以 下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」と いう。)に委託することができる旨の規定が国民健 康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オン ライン資格確認等システムへの資格情報の提 供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機 関別符号の取得、及び一部の情報提供につい て共同して支払基金等に委託することとし、国 保連合会から再委託を受けた国民健康保険中 央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金 (以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険 者等向け中間サーバー等の運営を共同して行 う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日			(上記より続き) ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和2年10月8日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される	事前	
令和2年10月8日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳥取市福祉部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 0857-22-8111	鳥取市福祉部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 0857-30-8222	事後	
令和2年10月8日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数が	平成31年1月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	